

工事一時中止に係るガイドライン

令和2年11月

前橋市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	2
3	工事を一時中止する場合	4
4	中止の指示・通知	5
5	基本計画書の作成	6
6	工期短縮計画書の作成	7
7	請負代金額及び工期の変更	7
8	増加費用の考え方	8
8-1	準備工着手前に中止した場合	8
8-2	準備工期間に一時中止した場合	9
8-3	本工事施工中に一時中止した場合	10
8-4	工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	16
9	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	16
10	主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和	16
11	参考資料	18
11-1	増加費用の費目と内容	18
11-2	工事の一時中止に係る様式	22

1 ガイドラインの目的

前橋市は、市民生活や経済活動の基盤となる様々な公共施設を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施している。工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、関係機関協議等を整えたうえで、適正な工期を確保して発注を行うことが基本となる。

しかし、一部の工事では各種協議や工事用地の確保等が未完了な状態でやむを得ず施工条件明示を行ったうえで発注する場合がある。このような状態で発注した工事や工事の施工中に受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならないが、一部の工事において適切な対応がされていない状況にある。

本ガイドラインは、前橋市建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第20条に基づき工事の一時中止をする場合について、受発注者が適正な対応を行うために策定するものである。

[前橋市建設工事請負契約約款]

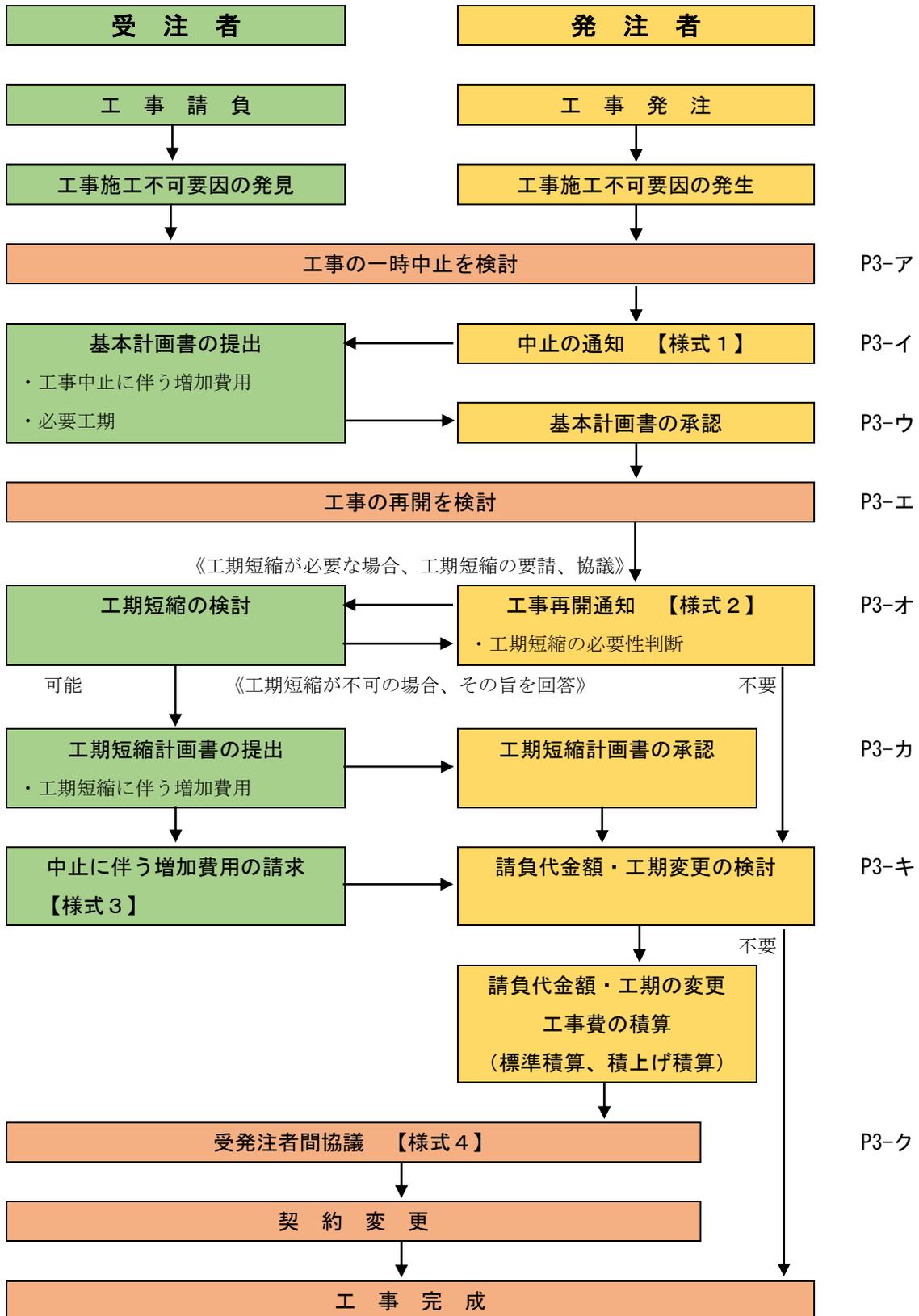
（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



(1) 工事の一時中止に係る基本フローの説明

ア 工事の施工不可要因について、発注者と受注者により「工事の一時中止」について検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）する。

なお、一時中止期間が約款第5 2条第1項(2)に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するので、そのことも踏まえ検討する。

イ 検討の結果、「工事の一時中止」が必要な場合は、発注者は【様式1】にて、受注者に「工事の一時中止」を通知する。

工事を一時中止するにあたり、中止対象となる場所、中止期間の見通し等の中止内容を通知する。

ウ 受注者は、工事の一時中止の通知があった場合、「基本計画書」を作成して提出し、承認を得る。原則として、「基本計画書」により一時中止期間中の工事現場の維持管理方法を定めた後、工事一時中止となる。

施工計画作成期間中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理が必要な場合は、「基本計画書」を提出するものとする。

エ 発注者と受注者により、工事を再開する日時等について検討する。通常、一時中止の通知時点では一時中止期間が確定的でないことが多いため、発注者と受注者は、工事の施工不可要因の解決にどのくらいの時間を要するか検討する必要がある。

オ 検討の結果、工事の施工不可要因が解決し施工可能と見込まれるとき、発注者は【様式2】にて受注者に工事を再開する日時等を通知する。

カ 一時中止に伴い工期短縮を行う場合には、受注者は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成して提出し、承認を得る。

キ 受注者は、「基本計画書」に従って工事現場の維持等を実施した結果、実際に増加費用を要した場合は、工事再開後、【様式3】にて費用の請求を行うことができる。また、増加費用のうち積上げ計上する項目については、受注者は増加費用に係る見積りを提出する。

ク 発注者は、増加費用の請求、「基本計画書」等に則って、中止期間中に実際に要した工事現場の維持等の増加費用等及び延長すべき工期について検証し、発注者と受注者において工事請負代金及び工期の変更について【様式4】にて協議書を取り交わす。

3 工事を一時中止する場合

受注者の責めに帰することができない事由により工事の施工ができないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約約款第20条】

上記の2つの規定以外にも発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

受注者の責めに帰すことができないとは、具体的に次のような場合があげられる。

(1) 工事用地等の確保ができない場合

発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。

設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。

道路、警察、河川及び鉄道等の管理者間協議が終わっていない。

管理者間協議の結果、施工できない期間が生じた。

関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた。

(2) 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた。

予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。

設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる

設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。

埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当または不可能となった。

工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった。

4 中止の指示・通知

発注者は、受注者の責めに帰することができない事由により工事の施工ができないと認められる場合には、工事の全部又は一部の一時中止を速やかに書面にて命じなければならない。

このような場合には、受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができないため、発注者が工事を一時中止させなければ、一時中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。

発注者は、工事の一時中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある。

発注者は、工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、一時中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

(1) 発注者の一時中止権

発注者は、必要があると認められるときは、任意に工事を中止することができる。

発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

(2) 受注者による一時中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の一時中止について発注者と協議することができる。

※一時中止期間が契約約款第5 2条第1項(2)に該当する場合は、受注者に契約の解除権が発生する。

(受注者の催告によらない解除権)

第5 2条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 略

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 工事の一時中止期間

発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

一時中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

5 基本計画書の作成

受注者は、工事を一時中止した場合には、一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議をする。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。基本計画書については、実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持管理等に関する内容について作成し提出するものとする。

（１）基本計画書の記載内容

- ・基本計画書の目的
- ・一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ・一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - ※受注者は、基本計画書において管理責任に係る事項を明らかにする。
- ・工事再開に向けた方策
- ・工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠

※指示時点で想定している一時中止期間における増加費用の概算金額を記載する。工事の一部を一時中止する場合には、概算金額の記載は省略できる。概算金額は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

（２）管理責任

- ・一時中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ・受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

6 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

受注者は、発注者から一時中止期間の解除にあたり工期短縮について協議があり、その協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等については受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

(1) 工期短縮計画書の記載内容

- ・工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ・工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ・工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用に関すること

(2) 工期の変更

- ・受注者は、発注者からの承諾を受けた工事短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ・工事短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う。

7 請負代金額及び工期の変更

発注者は、工事を一時中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期の変更を行わなければならない。

※一時中止がごく短期間である場合、一時中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き請負代金額及び工期の変更を行う。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、通常行われる数量及び単価等に関する請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、受注者から請求があった場合には負担しなければならない。

(2) 工期の変更

原則として、工事を中止した期間が妥当である。なお、一部の施工を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定める。

地震、災害等の場合は、地震、災害等が生じていた期間が中止期間となると考えられるが、中止期間よりもその後の片付け期間や復興期間の方が長期にわたることが多く、こうした場合には片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8 増加費用の考え方

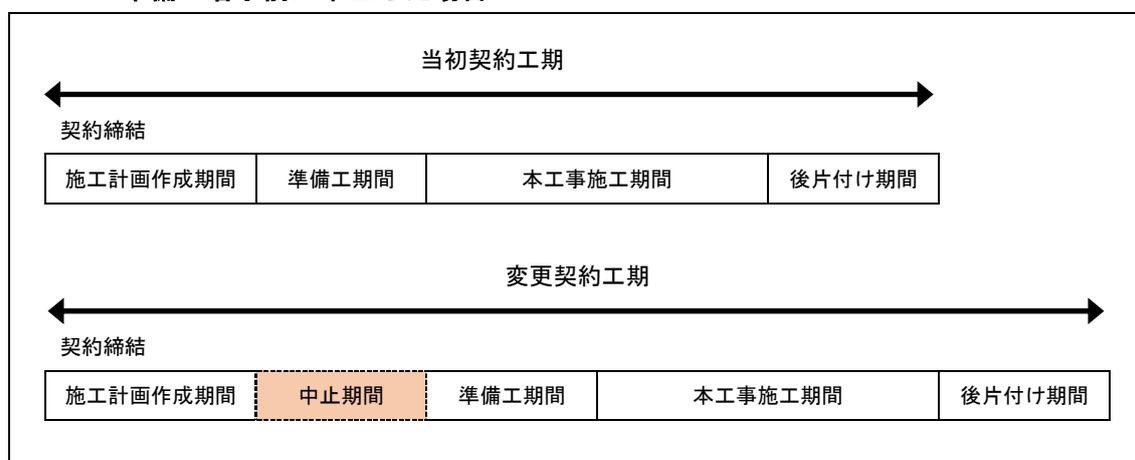
増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定する。
増加費用算出の適用範囲は、表8-1のとおり。

表8-1 増加費用算出の適用範囲

対象工事	土木工事 (中止期間3ヶ月を超える)	土木工事 (中止期間3ヶ月以下)
	公共建築工事	
一時中止の時期		
準備工着手前 契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまでの期間	増加費用は計上しない	
準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	積上げ積算 ※見積等により受発注者協議	
本工事施工中	積上げ積算 ※見積等により受発注者協議	標準積算（率計算）+ α

※ α ：率計上に含まれない項目で必要に応じて見積書等により積上げ計上する。

8-1 準備工着手前に中止した場合



準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未搬入の状態
で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した
場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

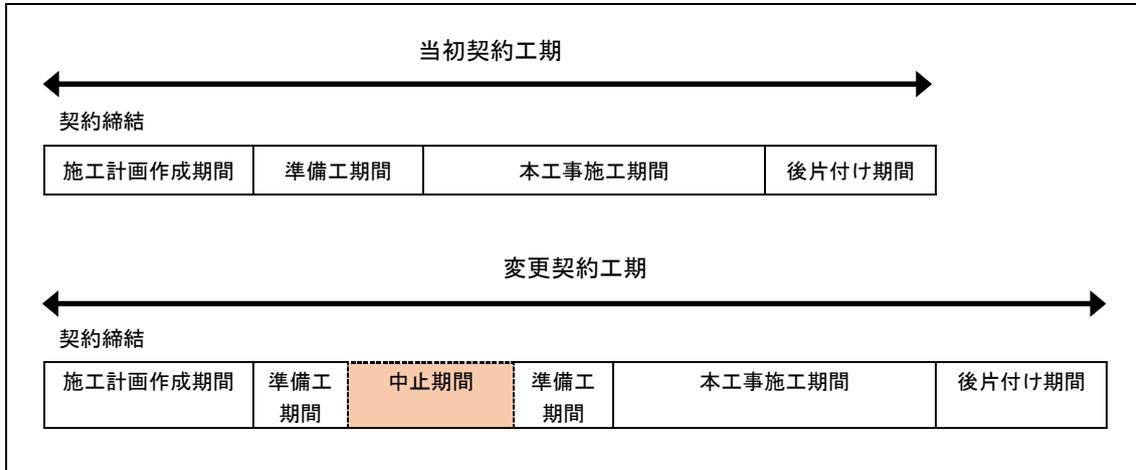
(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、必要に応じて「基本計画
書」を発注者に提出し、承諾を得る。

(2) 増加費用

一時中止に伴う費用の増加は、原則として計上しない。

8-2 準備工期間に一時中止した場合



準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出し、承諾を得る。

(2) 増加費用の範囲

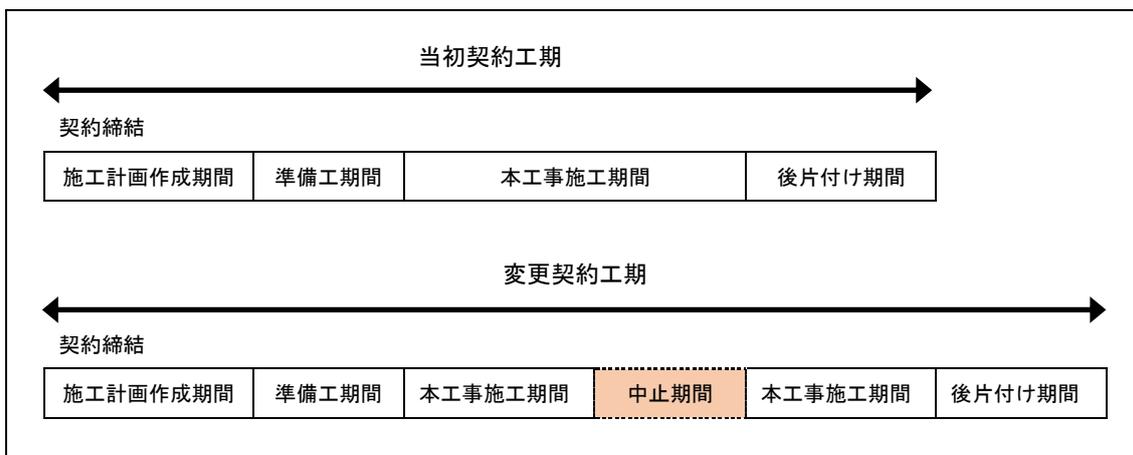
増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定される

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

8-3 本工事施工中に一時中止した場合



(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出し、承諾を得る。

(2) 増加費用の範囲

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（一部の施工の中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

イ 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

エ 中止により工期延期となる場合の費用

工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用

オ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合、または自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

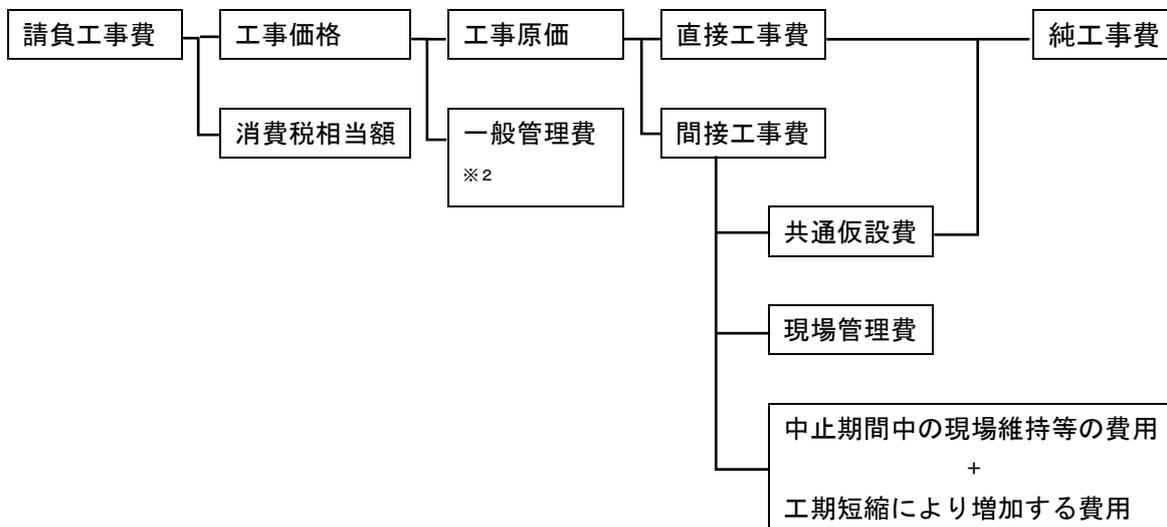
増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

(4) 増加費用等の構成

ア 土木工事費の構成※¹

一時中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

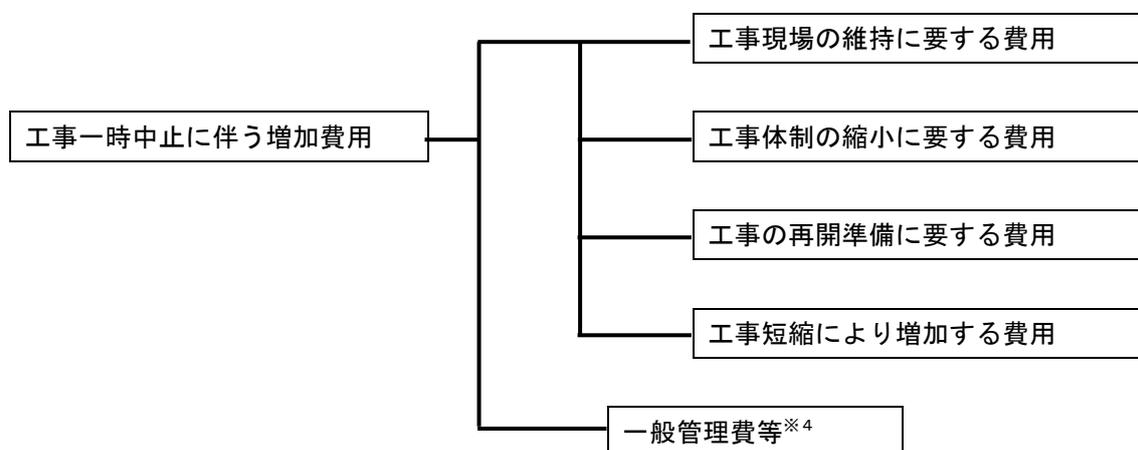


※1 下水道事業に係る電気設備工事及び機械設備工事を含む。

※2 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

イ 公共建築工事費の構成^{※3}

一時中止期間の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。



※3 公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用する。

※4 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

(5) 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{※1}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、一時中止期間が3ヶ月^{※2}以内は標準積算により算定し、一時中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※1 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

※2 見積を求める場合、一時中止期間全体にかかる見積（例えば一時中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

ア-1 土木工事で一時中止期間が3ヶ月を超える場合

「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間の協議により増加費用を算定する。

増し分費用の構成費目は、全て積上げとし、表8-2のとおりとする。

表 8 - 2

増し分費用	現場における増し分費用	直接工事費目	イ	材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の保管費用 ・他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ・直接工事費に計上された材料の損料等
			ロ	労務費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。 ・他職種に転用した場合の労務費差額
			ハ	水道光熱電力等料金	・現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
			ニ	機械経費	・工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
	間接工事費目	ホ	運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ・大型機械類等の現場内運搬 	
		ヘ	準備費	・通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する	
		ト	仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設諸機材の損料 ・新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 	
		チ	事業損失防止施設費	・仮設費に準じて積算した費用	
		リ	安全費	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の安全設備に係る費用 ・新たな工事現場の維持等に要する安全費 	
		ヌ	役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ・電力・水道等の基本料 	
		ル	技術管理費	・原則として増し分費用は計上しない。	
		ヲ	営繕費	・現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等	
		ワ	労務者輸送費	・元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合	
			社員等従業員給料手当	・中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用	
			労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ・解雇・休業手当を払う場合の費用 	
	地代	・現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用			
	福利厚生費等	・現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用			
本支店における増し分費用					<ul style="list-style-type: none"> ・一時中止に係る工事現場の維持のために必要な受注者の本支店における費用 ・一般管理費として率計上
消費税相当額					・現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

ア-2 土木工事で一時中止期間が3ヶ月以下の場合（標準積算による場合）

一時中止期間が3ヶ月以下の場合、標準積算により算定する。ただし、標準積算により難しい場合は、一時中止期間が3ヶ月を超える場合の算定方法とする。

一時中止に伴う現場維持等に要する費用（G）

$$G = dg \times J + \alpha$$

G：一時中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（単位% 少数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）の算定式

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：工種毎に決まる係数（群馬県積算基準及び標準歩掛による）

（1）一時中止に係る現場経費率（dg）で計上する項目

（ア）運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

（イ）安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用（保安施設、保安要員の費用等）

（ウ）役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金。

（エ）営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎及び監督員詰所の営繕損料に要する費用。

（オ）現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

（2）積上げ費用（α）で計上する項目

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

（ア）直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

（イ）直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

イ 建築工事における増加費用の積算

工事の一時中止に伴う増加費用の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」（平成28年3月14日付国官技第346号）及び「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（国土交通省官庁営繕部）による。

- (ア) 増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (イ) 工事現場の維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施した内容について見積を求め、それを参考に積上げ計上する。
- (ウ) 工事現場の維持等に要する費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初の積算時に積上げで算定したものがある場合、当初積算の方法により積上げ計上する。
- (エ) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (オ) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。なお、設計変更においても同様とする。
- (カ) 契約保証費は補正を行わない。

ウ 電気設備工事及び機械設備工事における増加費用の積算

電気設備工事及び機械設備工事については、上記イの建築工事に準じるものとする。

また、下水道事業に係る電気設備工事及び機械設備工事は、上記ア土木工事に準じるものとする。

8-4 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

（1）増加費用の考え方

ア 工期短縮の要因が発注者に起因するもの【増加費用を見込む】

工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

イ 工期短縮の要因が受注者に起因するもの【増加費用は見込まない】

工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

ウ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの【増加費用を見込む】

想定以上の悪天候により当初予定の作業日数が見込めず工期延期が必要であるが、事情により工期延期ができない場合

自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず当初工期のまま施工する場合

（2）増加費用を見込む場合の主な項目の事例

ア 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用

イ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

ウ その他必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

9 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

（1）増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上する。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

（2）増加費用の事務処理上の取扱い

増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。

増加費用は、受注者から請求があった場合に負担し、増加費用の積算及び設計変更は、工事再開後速やかに行う。

10 主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和

（1）主任技術者及び監理技術者の取扱い

受注者の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とし、一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては以下のとおりとする。

ア 工事の全部を一時中止している期間は、専任を要しない期間とする。

イ 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省】

※大幅な工期延期とは、契約約款第5 2条1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

（2）現場代理人の常駐義務の緩和

工事の全部を一時中止し、「基本計画書」において、現場代理人の常駐を必要としないことを発注者が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとする。

また、技術者の取扱いと同様に現場代理人においても、大幅な工期延期*となった場合は、途中交代を認めることとする。

※大幅な工期延期とは、契約約款第5 2条1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

1 1 参考資料

1 1 - 1 増加費用の費目と内容

1 現場における増加費用

イ 材料費

①材料の保管費用

工事の一時中止のために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事の一時中止のために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

一時中止後の労務費は、原則として計上しません。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種以外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により一時中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

工事現場に存置する機械の費用で、現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

工事現場の維持のため存置することが必要であり、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置

することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費及び管理費を含む）
発注者が工事現場の維持等のため必要があると認め指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

一時中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料及び仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備、測量等で発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②仮設諸機材の損料

新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中

止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員を含む）

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の一時中止期間に係る借上げ解約などに要した増加費用

②電力、水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力、用水設備等に係る一時中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しません。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

一時中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

一時中止期間も工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に

支給する給料手当の費用

- ②一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用、なお専従的に雇用された者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む）とする。

- ②解雇、休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇、休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用

2 本支店における増加費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

3 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

1 1 - 2 工事の一時中止に係る様式

- ・様式- 1
- ・様式- 2
- ・参考様式（工事一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書について）
- ・参考様式（基本計画書）
- ・参考様式（工期短縮計画書）
- ・様式- 3
- ・様式- 4

様式- 1

年 月 日

様

前橋市長

印

工事の一時中止について（通知）

年 月 日付けで契約締結した次の工事について、前橋市建設工事請負契約約款第20条の第1項又は第2項の規定により、下記のとおり工事の一時中止を通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
一時中止予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
一時中止対象となる 工事の内容及び工事 区域	
中 止 理 由	

様式－２

年 月 日

様

前橋市長

印

工事の一時中止の解除について（通知）

年 月 日付けで契約締結した次の工事について、前橋市建設工事請負契約約款第２０条の第１項又は第２項の規定に基づく工事の一時中止を下記のとおり解除することを通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
解 除 理 由	

※工事打合せ書で提出

参考様式

年 月 日

(あて先)前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名 印

工事一時中止期間中の工事現場の維持管理に関する基本計画書について

工 事 名 ○○地区 ○○改良工事 (第○工区)

年 月 日付けで工事一時中止の通知のあった上記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

参考様式

別紙

基本計画書

- 1 基本計画書作成の目的
- 2 一時中止時点における内容
 - (1) 一時中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 3 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 4 一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 5 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- 6 工事再開に向けた方策
- 7 基本計画に変更が生じた場合の手続きに関すること。
- 8 中止した工事現場の管理責任に関すること。

参考様式
別紙

工期短縮計画書

- 1 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関する事。
- 2 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関する事。
- 3 工期短縮に伴う発生する費用に関する事。
※3については、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載すること。

年 月 日

様

前橋市長 印

工事に係る請負代金額の変更について（協議）

標記について、貴社より 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第20条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当市において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

記

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| 1 工 事 名 | 〇〇地区 | 〇〇〇〇工事（第〇号） |
| 2 協 議 金 額 | 金 | 円（税抜） |
| 3 貴社要求金額 | 金 | 円（税抜） |

上記金額について承諾いたしました。

年 月 日

（あて先）前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名 印